

# 環境物品等の調達の推進を図るための方針

警察庁

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

## I 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和2年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする（表中の品目に下線を記したものは、基本方針により新たに追加のあった品目である。）。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

### 1 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

### 2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

ゴム印  
回転ゴム印  
定規  
トレー  
消しゴム  
ステープラー（汎用型）  
ステープラー（汎用型以外）  
ステープラー針リムーバー  
連射式クリップ（本体）  
事務用修正具（テープ）  
事務用修正具（液状）  
クラフトテープ  
粘着テープ（布粘着）  
両面粘着紙テープ  
製本テープ  
ブックスタンド  
ペンスタンド  
クリップケース  
はさみ  
マグネット（玉）  
マグネット（バー）  
テープカッター  
パンチ（手動）  
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）  
紙めくりクリーム  
鉛筆削（手動）  
OAクリーナー（ウエットタイプ）  
OAクリーナー（液タイプ）  
ダストブロワー  
レターケース  
メディアケース  
マウスパッド  
OAフィルター（枠あり）  
丸刃式紙裁断機  
カッターナイフ  
カッティングマット  
デスクマット  
OHPフィルム  
絵筆  
絵の具

<p> 墨汁  のり（液状）（補充用を含む。）  のり（澱粉のり）（補充用を含む。）  のり（固形）（補充用を含む。）  のり（テープ）  ファイル  バインダー  ファイリング用品  アルバム（台紙を含む。）  つづりひも  カードケース  事務用封筒（紙製）  窓付き封筒（紙製）  けい紙  起案用紙  ノート  パンチラベル  タックラベル  インデックス  付箋紙  付箋フィルム  黒板拭き  ホワイトボード用イレーザー  額縁  ごみ箱  リサイクルボックス  缶・ボトルつぶし機（手動）  名札（机上用）  名札（衣服取付型・首下げ型）  鍵かけ（フックを含む。）  チョーク  グラウンド用白線  梱包用バンド </p>	
---	--

### 3 オフィス家具等

<p> いす  机  棚  収納用什器（棚以外）  ローパーテーション  コートハンガー </p>	<p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p>
---	---------------------------------------

傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
-----------------------------	--

#### 4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

#### 5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

#### 6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

#### 8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	調達を実施する場合には、統一省エネラベル「☆☆☆☆」以上の基準を示す製品とし、調達目標は100%とする。
テレビジョン受信機	調達を実施する品目については、調達目標

電気便座 電子レンジ	は100%とする。
---------------	-----------

## 9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー（業務用）	調達を実施する場合には、別紙（業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率一覧）に示す基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を超える製品とし、調達目標は100%とする。
エアコンディショナー（家庭用） ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

## 10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

## 11 照明

LED照明器具	(1) 昼光色、昼白色、白色 調達する場合には、固有エネルギー消費効率120lm/W以上の製品とし、調達目標は100%とする。 (2) 温白色、電球色 調達する場合には、固有エネルギー消費効率85lm/W以上の製品とし、調達目標は100%とする。
LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ） 電球形のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

## 12 自動車等

自動車	(1) 一般公用車 平成30年基準低排出ガス50%低減並びに平成17年基準低排出ガス75%低減かつ省エネ法燃費基準達成の自動車
-----	--

	<p>について調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。</p> <p>(2) 一般公用車以外の自動車</p> <p>警察活動上支障がないと認められる自動車について調達を実施する場合には、判断の基準を満たす自動車の調達目標は100%とする。</p>
<p>乗用車用タイヤ</p> <p>2 サイクルエンジン油</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>

### 13 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 14 制服・作業服等

<p>制服</p> <p>作業服</p> <p>帽子</p> <p>靴</p>	<p>調達を実施するもののうち、警察活動上支障がないと認められる品目については、調達目標は100%とする。</p>
---	---

### 15 インテリア・寝装寝具

<p>カーテン</p> <p>布製ブラインド</p> <p>金属製ブラインド</p> <p>タフテッドカーペット</p> <p>タイルカーペット</p> <p>織じゅうたん</p> <p>ニードルパンチカーペット</p> <p>毛布</p> <p>ふとん</p> <p>ベッドフレーム</p> <p>マットレス</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p> <p>なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。</p>
---	---

### 16 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

### 17 その他繊維製品

<p>集会用テント</p> <p>ブルーシート</p> <p>防球ネット</p> <p>旗</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p> <p>なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。</p>
---	---

のぼり 幕 モップ	
-----------------	--

## 18 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達の予定はない。

## 19 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

## 20 公共工事

公共工事の中で基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

## 21 役務

省エネルギー診断	調達予定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食堂	調達予定はない。

自動車専用タイヤ更正	
自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務	調達予定はない。
クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
引越輸送	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
会議運営	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

## 22 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

### II 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

上記I-2に掲げられていない文具類（事務用品類）についても、調達頻度の高い品目については可能な限り環境負荷の少ない製品の調達に努めるものとする。

### III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 庁内にグリーン調達のための推進委員会及び推進委員会幹事会を引き続き設ける。  
体制は、別記のとおり
- 2 本調達方針の適用範囲は、国家公安委員会、警察庁、附属機関、各管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（方面を含む。）とする。
- 3 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 調達方針に基づく調達担当窓口は、長官官房会計課とする。

環境物品等調達推進体制

(環境物品等調達推進委員会の体制)

委員長	官房長
副委員長	長官官房会計課長
委員	生活安全局生活安全企画課長
	刑事局刑事企画課長
	組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
	交通局交通企画課長
	警備局警備企画課長
	警備運用部警備第一課長
	外事情報部外事課長
	情報通信局情報通信企画課長

- 委員会に特定の事項を処理するため、ワーキング・グループを置くことができる。
- 委員会の事務局を長官官房会計課に設置する。

(環境物品等調達推進委員会幹事会の体制)

幹事長	長官官房会計課会計企画官
幹事	生活安全局生活安全企画課理事官
	刑事局刑事企画課理事官
	組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課理事官
	交通局交通企画課理事官
	警備局警備企画課理事官
	警備運用部警備第一課理事官
	外事情報部外事課理事官
	情報通信局情報通信企画課理事官

- 幹事会の事務局を長官官房会計課に設置する。

【別紙】

業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率一覧

形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	基準エネルギー消費効率 又は算定式
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	$E=6.0$
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW未満	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	$E=5.1$
		3.6kW以上10.0kW未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW以上28.0kW未満	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの	10.0kW未満	$E=5.7$	
	10.0kW以上20.0kW未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	
	20.0kW以上40.0kW未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	
	40.0kW以上50.0kW未満	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	
室内機が床置きでダクトの接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	$E=4.9$
		20.0kW以上28.0kW未満	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW未満	$E=4.7$
		20.0kW以上28.0kW未満	$E=4.7$

備考)1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

備考)2 E及びAは次の数値を表すものとする。

E＝基準エネルギー消費効率(単位: 年間エネルギー消費効率)

A＝冷房能力(単位: kW)

備考)3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号(平成21年6月22日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による